

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称

株式会社 **タカギ**

住所

〒802-8540

^{フリガナ}代表者氏名

福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

電話番号

代表取締役 **高城 壽雄** 印

FAX番号

TEL 093-962-0941 FAX 093-963-5792

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | ✓ | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | ✓ | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | ✓ |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | ✓ | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | ✓ | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | ✓ | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 17 | 川西町 水道事業管理者 | ✓ | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | ✓ | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | ✓ | 25 | 河合町 水道事業管理者 | ✓ |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | ✓ | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | ✓ |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | ✓ | 20 | 高取町 水道事業管理者 | ✓ | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | ✓ | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | ✓ | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | ✓ | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | ✓ |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

株式会社 **タカギ**

氏名又は名称

〒802-8540

住 所

福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表者氏名

代表取締役 **高城 壽雄**

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| | | | |
|----------------|---|--|-----------|
| フリガナ 氏名又は名称 | 株式会社 タカギ | | |
| 住 所 | 〒802-8540 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | 代表取締役 高城 壽雄 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 代表者の変更 | 代表取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>エイイチロウ</small> 英一郎 | 代表取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>トシオ</small> 壽雄 ✓ | |
| 役員の変更 | 代表取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>トシオ</small> 壽雄 代表取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>エイイチロウ</small> 英一郎 取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>ミキジロウ</small> 幹次郎 取締役 <small>クボ</small> 久保 <small>タダシ</small> 忠志 取締役 <small>シミズ</small> 清水 <small>ヤスシ</small> 恭 取締役 <small>キタハタケ</small> 北畠 <small>アツシ</small> 敦 取締役 <small>ヨネダ</small> 米田 <small>コウゾウ</small> 康三 取締役 <small>シラカワ</small> 白川 <small>ユウジ</small> 祐治 取締役 <small>フジモト</small> 藤本 <small>マサル</small> 勝 監査役 <small>エノモト</small> 榎本 <small>フミオ</small> 文雄 | 代表取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>トシオ</small> 壽雄 ✓ 取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>イツミ</small> いつみ ✓ 取締役 <small>タカギ</small> 高城 <small>ジュウタロウ</small> 寿太郎 ✓ 取締役 <small>シラカワ</small> 白川 <small>ユウジ</small> 祐治 ✓ 取締役 <small>シミズ</small> 清水 <small>ヤスシ</small> 恭 ✓ 取締役 <small>キタハタケ</small> 北畠 <small>アツシ</small> 敦 ✓ 監査役 <small>エノモト</small> 榎本 <small>フミオ</small> 文雄 ✓ | |

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 夕 力 ギ

住 所

〒802-8540
福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表者氏名

代表取締役 高城壽雄



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ

| | | |
|----------|---|-------------------|
| 会社法人等番号 | 2908-01-002231 | |
| 商号 | 株式会社タカギ | |
| 本店 | 北九州市小倉南区大字石田335番地 | |
| | 北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号 | 昭和63年 6月 1日住居表示実施 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載して行う。 | 平成18年 9月11日変更 |
| | | 平成18年11月 1日登記 |
| 会社成立の年月日 | 昭和54年11月8日 | |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 樹脂製品の製造および販売 2. 金属製品の製造および販売 3. 電子・電気製品の製造および販売 4. 水栓・浄水製品の製造および販売 5. 散水・給水製品の製造および販売 6. 金型の製造および販売 7. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売 8. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売 9. 水に関連する一切の事業 10. 産業廃棄物の処理 11. 学習塾の経営 12. 託児所の経営 13. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成26年 6月20日変更 平成26年 6月20日登記</p> | |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1. 樹脂製品の製造および販売 2. 金属製品の製造および販売 3. 電子・電気製品の製造および販売 4. 水栓・浄水製品の製造および販売 5. 散水・給水製品の製造および販売 6. 金型の製造および販売 7. キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売 8. 前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供 9. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売 10. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売 | |

| | | |
|----------------------|--|---------------|
| | <p>び販売</p> <p>1 1. 水に関連する一切の事業</p> <p>1 2. 産業廃棄物の処理</p> <p>1 3. 学習塾の経営</p> <p>1 4. 託児所の経営</p> <p>1 5. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>平成30年 6月29日変更 平成30年 7月10日登記</p> | |
| 発行可能株式総数 | 230万株 | 平成17年 6月20日変更 |
| | | 平成17年 7月 8日登記 |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 99万6000株 | 平成18年12月26日変更 |
| | | 平成18年12月26日登記 |
| 株券を発行する旨 の定め | <p><u>当会社の株式については、株券を発行する</u></p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p> <p>令和 2年12月 9日廃止 令和 2年12月11日登記</p> | |
| | | |
| 資本金の額 | 金9800万円 | 平成28年 3月15日変更 |
| | | 平成28年 3月15日登記 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | <p>当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。</p> <p>平成18年 9月11日設定 平成18年11月 1日登記</p> | |
| 役員に関する事項 | <p><u>取締役</u> 高 城 壽 雄</p> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <p>取締役 <input checked="" type="checkbox"/> 高 城 壽 雄</p> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | <p><u>取締役</u> 高 城 英 一 郎</p> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <p><u>取締役</u> 高 城 英 一 郎</p> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | 令和 1年 6月21日登記 |
| 令和 2年10月31日辞任 | | |
| | 令和 2年11月 4日登記 | |

| | | | |
|--|------------|------------------|---------------|
| | <u>取締役</u> | <u>高 城 幹 次 郎</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>高 城 幹 次 郎</u> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | | | 令和 2年 9月29日辞任 |
| | | | 令和 2年10月 1日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>久 保 忠 志</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>久 保 忠 志</u> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | | | 令和 2年 9月28日辞任 |
| | | | 令和 2年10月 1日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>清 水 恭</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>清 水 恭</u> ✓ | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>北 畠 敦</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>北 畠 敦</u> ✓ | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>米 田 康 三</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>米 田 康 三</u> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | | | 令和 2年 9月 6日辞任 |
| | | | 令和 2年 9月14日登記 |

| | | |
|--|--|---------------|
| | 取締役 <u>藤 本 勝</u> | 令和 2年 6月23日就任 |
| | | 令和 2年 6月25日登記 |
| | | 令和 2年 9月10日辞任 |
| | | 令和 2年 9月14日登記 |
| | 取締役 白 川 祐 治 ✓ | 令和 2年 6月23日就任 |
| | | 令和 2年 6月25日登記 |
| | 取締役 高 城 い づ み ✓ | 令和 2年11月 2日就任 |
| | | 令和 2年11月 4日登記 |
| | 取締役 高 城 寿 太 朗 ✓ | 令和 2年11月 2日就任 |
| | | 令和 2年11月 4日登記 |
| | 北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役 <u>高 城 壽 雄</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | 北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役 <u>高 城 壽 雄</u> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | 北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号 代表取締役 <u>高 城 英 一 郎</u> | 平成29年 6月30日重任 |
| | | 平成29年 7月 3日登記 |
| | 北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号 代表取締役 <u>高 城 英 一 郎</u> | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | 令和 1年 6月21日登記 |
| | | 令和 2年10月31日退任 |
| | | 令和 2年11月 4日登記 |
| | 監査役 <u>榎 本 文 雄</u> | 平成27年 6月26日重任 |
| | | 平成27年 6月29日登記 |
| | 監査役 榎 本 文 雄 ✓ | 令和 1年 6月18日重任 |
| | | 令和 1年 6月21日登記 |

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ

| | |
|-----------------------------|---|
| 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 | 当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成23年 6月21日設定 平成23年 6月22日登記 |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 8月 1日移記 |



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 1月 6日
福岡法務局北九州支局
登記官

佐藤 賢 司



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 タカギと称し、英文では Takagi Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 樹脂製品の製造および販売
2. 金属製品の製造および販売
3. 電子・電気製品の製造および販売
4. 水栓・浄水製品の製造および販売
5. 散水・給水製品の製造および販売
6. 金型の製造および販売
7. キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売
8. 前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供
9. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売
10. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売
11. 水に関連する一切の事業
12. 産業廃棄物の処理
13. 学習塾の経営
14. 託児所の経営
15. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市小倉南区に置く。



(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,300,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(売渡請求時の株式売渡額の算定)

第9条 前条による売り渡し請求がなされた場合、売買価格は、国税庁の財産評価基本通達における「同族株主以外の株主等が取得した株式の評価」(いわゆる配当還元方式)に従い算定されなければならない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第11条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するには、当
会社所定の書式による請求書に記名押印し、提出しなければならない。

(2) 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事
由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求す
るには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、
提出しなければならない。その登録または表示の抹消について
も同様とする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もし
くは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所およ
び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が
生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集
し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集す
る。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の
決議によって取締役社長がこれを招集し議長となる。

(2) 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定
めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(員数)

第20条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異論を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議をもって、当社を代表すべき取締役を選定する。

(2) 取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(社外取締役の責任限定)

第27条 当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。

(2) 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が会長の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設定等)

第32条 当社は監査役を置く。

(2) 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報 酬 等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うことができる。

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社の支払の義務を免れる。

| | |
|------|-------------------|
| 制定 | 昭和 54 年 11 月 8 日 |
| 改正 | 平成 15 年 12 月 8 日 |
| | 平成 17 年 6 月 20 日 |
| | 平成 18 年 11 月 1 日 |
| | 平成 22 年 7 月 14 日 |
| | 平成 23 年 6 月 21 日 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| | 平成 26 年 6 月 20 日 |
| | 平成 27 年 12 月 25 日 |
| | 平成 30 年 6 月 29 日 |
| 最終改正 | 令和 2 年 12 月 9 日 |

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 3 年 1 月 6 日

住所 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目 4 番 1 号

株式会社タカギ

代表取締役 高城壽雄



印 (実印)

令和3年1月8日

株式会社 タカギ
技術サービス部
道躰

遅延理由書

このたびは指定給水装置工事事業者登録内容に変更があったにも関わらず変更届出書提出につきまして遅延を致しました。下記理由により遅延いたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

- 一、令和2年10月31日に代表者、役員の変更があり登記事項証明書を取得するまでに時間を要した。
- 二、令和2年12月9日に定款の改正を行ったことにより、さらに登記事項証明書の変更があり取得までに時間を要した。
- 三、現在弊社では457自治体事業者登録しており、すべての自治体へ変更届出書を提出する為、書類の作成に時間を要した。

以上、三点がこの度の変更届出書送付の遅延理由となります。

弊社内情のやむを得ない理由により提出が遅れてしまった事を心よりお詫び申し上げます。

以上